静岡県告示第144号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定に基づき届出のあった特定第２号漁業者の同意について、同法第108条第２項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第５項において準用する同法第105条の２第４項の規定により告示する。

平成30年３月９日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

由比・大井川加入区（由比・大井川区域のしらす船びき網漁業であって、由比港漁業協同組合の地区で営む漁業区分）

１　届出年月日

平成30年２月28日

２　発起人の住所及び氏名

静岡市清水区由比寺尾54

有限会社　山しず

静岡市清水区蒲原神沢221

石原　有一郎

３　区域

由比・大井川区域

４　区分

しらす船びき網漁業であって、由比港漁業協同組合の地区で営む漁業区分